

ほくよう Web 口座振替受付サービス規定

株式会社北洋銀行

ほくよう Web 口座振替受付サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用者（以下、「お客さま」といいます。）は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

1. (サービス概要、適用範囲)

- (1) 本サービスは、お客さまが、当行所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）の料金等の支払いに関して、お客さまの使用に係るパーソナルコンピューター、携帯電話等の端末機（以下、「端末機」といいます。）の画面上に表示された収納機関のウェブサイトから、預金者本人名義の口座を引落口座として指定する預金口座振替を申し込むことにより、後記 3. (1) の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、本規定により取り扱うこととします。
- (2) 本サービスを利用できるのは、キャッシュカードが発行されている個人の普通預金口座（決済性預金を含む）の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは、当行が本サービスを利用することを承認した口座のみ利用できるとします。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するとき、お客さまは、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスに係る画面表示等および収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認のうえ、当該ウェブサイト上に表示された本サービスに係る操作手順に従い、自ら端末機に引落口座の店名、預金種類、口座番号、生年月日、キャッシュカードの暗証番号等の所定事項（以下、「所定事項」といいます。）を入力し、当行宛に伝達して下さい。お客さまが当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合、当行は、お客さまからの預金口座振替の申込みがあったものとみなし、後記 3. (1) に示す預金口座振替契約の締結手続を行います。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。但し、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - A. 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - B. 収納機関のウェブサイトにおいて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合

C. 本規定に反して利用された場合

(4)以下の各号に該当する場合、当該口座について本サービスを利用することはできません。

A. お客さまが当行所定の回数を超えて生年月日およびキャッシュカードの暗証番号等を誤って端末機に入力した場合

B. 当該口座のキャッシュカードまたは預金通帳の紛失または盗難の届け出があり、それに基づいて当行が所定の手続きを行った場合

C. 差押や相続等止むを得ない事情により当行が不相当と認めた場合

D. その他当行所定の理由により当該口座における取引を制限している場合

3. (預金口座振替契約等)

(1)前記2. (1)による所定事項の伝達後、端末機に預金口座振替の申込みの受付確認を表示電文が表示されますので、お客さまはその内容を確認し、正しい場合には確認した旨の通知を所定の方法により行うこととします。当該通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合、お客さまによる預金口座振替の申込みが確定したものとし、当行は申込みを承諾した旨の通知を端末機に発信し、その内容が端末機に表示されます。この場合、当行が当該承諾通知を発信した時点で、お客さま・当行間で次の契約（以下、「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。

A. 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書等記載金額を指定の当該口座から引落としの上、収納機関に支払うことができるものとします。

B. 当行は、普通預金規定にかかわらず、お客さまから払戻請求書および預金通帳の提出を受けることなしに、前号の引落としを行います。

C. 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が指定の当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行はお客さまに通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。

D. 振替指定日に指定の当該口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落とすかは当行の任意とします。

E. 収納機関の都合で、収納機関がお客さまに対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。尚、当該承諾通知が通信回線障害等により端末機に届かず表示されない場合には、お客さまは当行に照会することとし、この照会がなかったことによりお客さまに生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。また、申込確定後に申込内容の取消・変更はできないものとします。

(2)預金口座振替契約を解除するときは、お客さまから当行へ所定の手続きにより届出る

ものとして取り扱えるものとします。

- A. 上記の届出がないまま長期間に渡り収納機関から請求書等の送付がない場合
- B. 当該口座が解約された場合
- C. お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - a. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
 - b. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - c. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - d. 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - e. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - f. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- D. お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
暴力的な要求行為・法的な責任を超えた不当な要求行為・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為・その他これらに準ずる行為

4. (収納機関への情報通知)

- (1)本サービスによるお客様からの預金口座振替の申込みの確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客様の当該収納機関に対する預金口座振替の申込みに関する情報をお客さまに代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、届出書または変更届等によりお客さまに代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、お客さまは予め同意するものとします。
- (2)申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

5. (預金口座振替の開始時期)

収納機関からの請求に基づく預金口座振替の開始時期は、本サービスによる申込受付後、各収納機関の手続きが完了した後とします。

6. (本サービスの利用を停止する場合)

- (1)お客さまは、当行所定の方式により当行本支店へ申出ることにより、本サービスの利用を停止することができます。当行はこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスの利用を停止する措置を講じます。尚、この申し出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (2)前項による本サービスの利用停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記3. (2)によらない限りその終了・解除はなされません。
- (3)利用停止後に再度利用を希望する場合は、当行所定の方式により書面にて当行本支店へ申し出ることにより利用できます。
- (4)本サービスは当行の都合でいつでも利用を停止または廃止することができます。

7. (免責事項)

- (1)次の各号の事由により、お客さまが本サービスを利用できない場合、また預金口座振替の不能、遅延等があっても、これによってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - A. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - B. 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - C. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤りや遅延・欠落等が生じたとき
 - D. 収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2)お客さま以外の第三者が不正に取得した口座情報を端末機から入力することによって預金口座振替を申込んだ場合においても、当行が、入力された所定事項と当行に登録されている所定事項との一致を確認して預金口座振替契約を受付けた上は、当行はお客さまからの預金口座振替の申込みとみなして前記3. (1)に定める預金口座振替契約の締結手続きを行います。この場合にお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3)公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がなされたことにより、預金者の暗証番号等の情報が漏えいした場合、それによって預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (4)本サービスおよび本サービスによる預金口座振替についてお客さまと収納機関との間で紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、お客さまと収納機関との間でこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

8. (届出事項の変更等)

お客様の氏名、住所等の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当行所定の書面により本サービス利用口座の取引店宛に届け出ることとし、その届け出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. (通知等の連絡先)

当行はお客様に対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、お客様が予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届け出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によりこれらが延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

10. (個人情報第三者提供の同意)

お客様は、本規程に基づく預金口座振替の申込みおよび取引に係る氏名、口座番号等の情報が、収納機関における料金等の収納事務およびそれにかかる付随業務のため、当行から収納機関に提供されることに同意します。

11. (責任制限)

本サービスの利用に伴いお客様に生じた損害に係る当行の責任は、当行の故意または重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

12. (規定の変更)

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め変更の内容および取扱いの期日を店頭表示その他相当の方法で公表し、その期日の到来と共に変更規定が発効するものとします。

13. (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、キャッシュカード規定により取扱います。

14. (準拠法・管轄)

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2023年1月1日現在)